

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本リテンション・マネジメント普及協会（以下「本法人」という。）と称する。

(目的)

第2条 本法人は、リテンション・マネジメントの理念および実践に関心を有する個人および組織のネットワーク形成を促進し、社会における人材定着の重要性に関する理解の普及と実践支援を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施する。

(1) リテンション・マネジメントに関するシンポジウム、セミナー、講演会、勉強会等の開催

(2) 書籍、資料、ニュースレター、レポート等の作成および情報発信

(3) 会員間のネットワーク構築および意見交換の機会の提供

(4) 調査・研究の実施および成果の公表

(5) その他、本法人の目的を達成するために必要な活動

(非営利性)

第4条 本法人は、営利を目的とせず、特定の個人または法人の利益に供することなく、その活動を行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本法人の会員は、次の2種とする。

(1) 法人会員：本法人の目的に賛同し、組織としてリテンション・マネジメントの実践と普及に取り組む法人または団体

(2) 個人会員：本法人の目的に賛同し、個人として活動に参加する者

(入会)

第6条 会員としての入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、本法人の承認を受けなければならない。

2 本法人は、必要に応じて入会審査基準を定めることができる。

(入会の制限)

第7条 次のいずれかに該当する者は、入会を認めない。

- (1) 本法人の目的に反する活動を行っている者、またはそのおそれがある者
- (2) 反社会的勢力またはその関係者
- (3) その他、本法人が不適当と判断した者

(会費)

第8条 会員は、法人・個人の種別、活動内容、規模等の個別の状況を考慮したうえで、本法人が定める年会費を納入しなければならない。

2 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費以外の費用負担)

第9条 本法人が会員に対して、個別相談、指導、資料提供その他特別な対応を行う場合は、本法人が定めるところにより、実費相当の費用を徴収することがある。

(会員資格の有効期間)

第10条 会員資格の有効期間および年会費の適用期間は、本法人の会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出があったとき
- (2) 死亡または法人の解散
- (3) 除名されたとき
- (4) 年会費を1年以上滞納し、かつ催告後も納入しないとき
- (5) 本法人が解散したとき

(退会)

第12条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会できる。

2 退会にあたり、既納の会費は返還しない。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、本法人の議決により除名することができる。

- (1) 本法人の定款または本規程に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、または目的に著しく反する行為があったとき
- (3) 第7条に定める事項に該当することが判明したとき

(4) その他、本法人が会員として不適当と認めたとき

2 除名に際しては、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

第3章 会員の権利・義務

(会員の権利)

第14条 会員は、種別に応じて、次の権利を有する。

1 共通の権利（法人会員・個人会員）

(1) 本法人が主催または共催するセミナー、勉強会、交流会等への参加

(2) ニュースレターや調査資料などの情報提供を受ける権利

(3) 会員間の意見交換・ネットワーク構築への参加

(4) 本法人の活動・運営に関する意見や希望を伝える機会への参加

2 法人会員に特有の権利

(1) 法人として複数名の活動参加

(2) 本法人による研修・講演の無償提供（年1回まで）

(3) リテンション・マネジメントに関する実践支援の申請権（別途条件あり）

(会員の義務)

第15条 会員は、次の義務を負う。

(1) 本法人の目的および活動趣旨を理解し、これに協力すること

(2) 理事会が定める年会費を期限までに納入すること

(3) 登録情報（氏名、連絡先、所属等）に変更が生じた場合は速やかに届け出ること

(4) 本法人の実施するアンケートや調査への協力に努めること

(5) 他の会員や第三者に対する誹謗中傷、ハラスメント、営業活動等の迷惑行為を行わないこと

(6) 本法人の信用・名誉を損なう行為を行わないこと

(権利の制限)

第16条 次のいずれかに該当する場合、会員は本法人のサービス・活動への参加等の権利を制限されることがある。

(1) 年会費を滞納しているとき

(2) 前条の義務に違反し、理事会が相当と判断したとき

(3) 会員としての適正を欠く行為が確認されたとき

第4章 財務

(収入)

第17条 本法人の活動に必要な経費は、次に掲げる収入により充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金および助成金
- (3) 事業収入（研修、出版、受託調査等）
- (4) その他、本法人の目的達成に必要と認められる収入

（会費の管理）

第18条 会員から納入された会費は、本法人の会計年度に基づき適切に管理し、本法人の活動目的以外に使用してはならない。

2 会費の納入状況については、理事会の判断により必要に応じて報告することができる。

第5章 秘密保持義務

（守秘義務）

第19条 会員は、本法人の活動を通じて知り得た他の会員または本法人に関する非公開の情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

2 この義務は、当該会員が退会または除名された後も継続して有効とする。

（個人情報の取り扱い）

第20条 本法人は、会員から提供された氏名、連絡先、所属等の個人情報を、法令に基づき適切に管理し、本法人の活動運営および連絡・情報提供の目的以外には使用しない。

2 本法人は、会員の同意なく、個人情報を第三者に提供・開示しない。ただし、法令に基づき開示を求められた場合を除く。

第6章 雑則

（規程の改廃）

第21条 本規程の改正または廃止は、理事会の議決によって行う。

（準拠法）

第22条 本規程に定めのない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の関係法令および定款の定めに従う。

（協議事項）

第23条 本規程の解釈または運用に関して疑義がある場合、または本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、これを決定する。

（附則）

第24条 本規程は、令和7年3月27日より施行する。